

白石市議会基本条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(一問一答及び反問権)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 議長から本会議、常任委員会及び特別委員会への出席を要請された市長等は、議員の<u>質疑及び質問並びに議員提出議案</u>に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。</p> <p>(議員定数)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 議会は、議員定数の改正に当たっては、<u>地方自治法の規定による市民の直接請求及び市長が提出する場合を除き、特別委員会を設置し、</u>定数を検討するものとする。</p> <p>3 <u>議員定数を改正する議案を提出するに当たっては、改正理由の説明を付して、地方自治法の規定に基づき委員会又は議員が議長に提出するものとする。</u></p> <p>(議員報酬)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、<u>地方自治法の規定による市民の直接請求及び市長が提出する場合を除き、特別委員会を設置し、報酬を検討するものとする。</u></p> <p>3 <u>議員報酬を改正する議案を提出するに当たっては、改正理由の説明を付して、地方自治法の規定に基づき委員会又は議員が議長に提出するものとする。</u></p> <p>(見直し手続)</p> <p>第31条 議会は、<u>一般選挙を経た任期中に</u>、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(一問一答及び反問権)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 議長から本会議、常任委員会及び特別委員会への出席を要請された市長等は、議員の<u>質問及び議員提出議案</u>に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。</p> <p>(議員定数)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 議会は、議員定数の改正に当たっては、<u>参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。</u></p> <p>3 <u>議員が議員定数を改正する議案を提出するに当たっては、改正理由の説明を付して、議長に</u> <u>提出するものとする。</u></p> <p>(議員報酬)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、<u>参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握</u> <u>するものとする。</u></p> <p>3 <u>議会は、前項の規定により把握した結果について、市長に提出することができるものとする。</u></p> <p>(見直し手続)</p> <p>第31条 議会は、<u>一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、</u>この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。</p> <p>2・3 略</p>